

指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業

「老人デイサービスセンター喜多見ホーム」運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人南山会が運営する、高齢者在宅サービスセンター「老人デイサービスセンター喜多見ホーム」(以下「事業所」という)が行なう指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者(以下「通所介護従事者」という)が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の援助・支援及び機能訓練等の介護、その他必要な援助・支援を行なう。

2 事業に実施に当たっては、区市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 老人デイサービスセンター喜多見ホーム
- 2 所在地 東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種及び職務の内容は次のとおりとする。又、員数は厚生労働省の定める人数を配置する。

(1) 施設長 (管理者)

施設長は、従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員

生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助・支援を行う。

(3) 介護職

介護員は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護にあたり、利用者のリハビリテーションを日常の生活介護中で実践する。

(4) 看護職

看護師は、利用者と従事者の健康を管理するとともに、医師の指示による処置並びに必要な機能訓練を行う。

(5) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、機能回復訓練を行う。

2 前項に定める職員のほか必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 8：30～17：30
- 3 サービス提供時間 9：00～17：00

(利用定員)

第 6 条 事業所の1日の利用定員は、下記のとおりとする。

併設型通所介護等 40人 (内、総合事業10人)

(指定通所介護の提供方法、内容、利用料等)

第 7 条 通所介護計画等に基づいてサービスを行なうものとする、ただし、緊急を要する場合によっては、通所介護計画等作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから通所介護計画等に基づきサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援サービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介助

2 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他食事の介助

3 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行なう。

4 アクティビティ・サービス

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間作り、おいや障害の受容、心身機能の維持 向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア. レクリエーション

イ. 音楽活動

ウ. 制作活動

エ. 行動的活動

オ. 体操

カ. 養護

5 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車輛には通所介護従事者が添乗し必要な援助を行なう。

6 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ. 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第 8 条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、おかれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活環境の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、緊密な連携に努める。

3 正当な理由なくして通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連絡し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成)

第 9 条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、解決すべき課題の把握もふくめ、入所者及びその家族等に面接し、面接の趣旨を利用者及びその家族等に対して十分に説

明し、理解・同意を得て通所介護計画等を作成する。また、すでに利用者の担当介護支援専門員の居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

- 2 通所介護計画等を作成した際は、その通所介護計画等を利用者等に交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。そして、定期的に見直しを行う。見直しを行う際は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求め更に利用者及び家族等の意見・意向を踏まえ見直し通所介護計画等を作成する。

(サービス提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等正確に記録するとともに、利用者からの申出が合った場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払の方法)

第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の1割、2割または3割とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行なう送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途費用を徴収する。

(重要事項説明書参照)

- 3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に関する同意を得る。
- 4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の実施区域)

第12条 通常の実施地域は、世田谷区一部、狛江市一部、調布市一部とする。

(重要事項説明書参照)

(契約書の作成)

第13条 事業の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名捺印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護等実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報

告しなければならない。

- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害、震災に際して必要な具体的計画(災害時事業継続計画 BCP)の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期する。
また、火災時等は別に定める「社会福祉法人南山会特別養護老人ホーム喜多見ホーム消防計画」に基づいて、適切な対応を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、必要な利用者に対して通所介護サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第17条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業者において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立ち会いのもとで使用する。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第19条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

(苦情処理)

第20条 施設長は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、事実関係の調査を実施し改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。また、区市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、区市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を区市町村又は国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故、損害賠償)

第21条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録する。

2 事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回以上
- 3 事業者は、この事業を行なうため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

(ハラスメント防止に関する事項)

第24条 事業者は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第25条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第26条 この規程の改正、廃止するときは、社会福祉法人南山会理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。